第一種動物取扱業における各種記録台帳等

下表の記録台帳を調整、又は診断書の交付を受け、**5年間保管。**

根拠法令

動物の愛護及び管理に関する法律(法)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(施行規則)

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(基準省令)

	記録台帳等	根拠法令	参考様式・参考例	対象業種等
A	動物に関する帳簿 ※(別紙参照)「動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿に記載する内容について」	法第 21 条の 5 第 1 項 施行規則第 10 条の 2	参考様式A 「動物に関する帳簿」	販売・貸出・展示・譲受飼養
B	清掃、消毒及び保守点検の実施状況 1 日 1 回以上の巡回による動物の数及び状態確認実施状況	基準省令第 2 条第 1 号イ(3) 基準省令第 2 条第 7 号ム	参考様式B 「飼養施設及び動物の点検状況記録台帳」	全業種
C	獣医師による健康診断(毎年 1 回以上)の診断書(繁殖に供する場合は繁殖適否含む)	基準省令第 2 条第 4 号ハ	参考例C 「診断書」	全業種 (1 年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫)
D	動物の繁殖の実施状況 ※販売・貸出・展示業者に犬猫を譲る場合、この台帳写しも併せて譲る	基準省令第 2 条第 6 号ハ	参考様式D 「繁殖実施状況記録台帳」	販売・貸出・展示 (動物を繁殖させる業者)
E	獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書	基準省令第 2 条第 6 号チ	参考例E 「帝王切開実施に係る出生証明書及び診断書」	販売・貸出・展示 (犬又は猫を繁殖させ、帝王切開を行った場合)
F	動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳 ※A の帳簿備付けの場合は内容重複するため不要	基準省令第 2 条第 7 号工	参考様式F 「取引状況記録台帳」	全業種

G 動物販売業者等定期報告届出書

動物販売業者等(販売・貸出し・展示・譲受飼養業者)は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、定期報告を届け出なければならない。

(法第 21 条の 5 第 2 項、施行規則第 10 条の 3)

・ 年度当初の動物の種類ごとの数

・ 各月毎に新たに所有した動物の種類ごとの数

・ 各月毎に販売、引渡しした、又は死亡した動物の種類ごとの数

・ 年度末の動物の種類ごとの数

＊当該期間が終了後 60 日以内(5 月 30 日まで)に、様式第 11 の 2 により届け出ること。

＊新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合は、登録を受けた日からその年度の 3 月 31 日までの期間について届け出ること。